第1審判決別紙文書目録一の一記載の文書のうち、別紙目録①ないし⑤記載の文書の非開示部分に ついての本件控訴を棄却する。 2 前項に関する控訴費用及び上告費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由 当事者の求めた裁判

控訴人

- (1) 第1審判決中,第1審判決別紙文書目録一(以下「本件目録」という。)の一記載の文書(以下「本件文書」う。)のうち、別紙目録①ないし⑤記載の文書の非開示部分(以下「本件各非開示部分」という。)に関する部分 という。) (を取り消す。
 - (2) 本件各非開示部分に関する被控訴人の非開示処分取消請求をいずれも棄却する。 (3) 前項に関する訴訟総費用は、被控訴人の負担とする。

被控訴人 2

主文同旨 事案の概要等

第2 事業の概要等 1 事案の要旨 本件は、福岡県(以下「県」という。)内に事務所を有する団体である市民オンブズマン福岡が、福岡県情報公 開条例(昭和61年福岡県条例第1号。平成9年福岡県条例第62号による改正前のもの。以下「本件条例」という。)に基づき、控訴人に対し、平成6年度の県土木部道路建設課の食糧費支出に関する食糧費支出伺、支出負担行為決議 書兼支出命令書、請求書等の本件文書の開示を請求したところ、平成8年2月23日、控訴人が本件文書のうち本件目 録記載の非開示部分を開示しないとする処分をしたため、市民オンブズマン福岡の訴訟承継人である被控訴人が上記処 分の取消しを求めている事案である。

録記載の非開示部分を開示しないとする処分をしたため、市民オンフスマン福岡の訴訟本継人である被理訴人か上記処分の取消しを求めている事案である。
2 審理の経過
市民オンブズマン福岡は、控訴人に対し、上記処分の外に、控訴人がした、本件目録の二ないし五、一一及び一一記載の非開示部分を開示しないとする処分につなも取消しを求める訴えを提起した。第1審判決は、銀本件目録の名明・開示部分のうち、債権者、業者、店、問い合わせ先、担当金等を含む。)の振込先銀行名部へ引向を名、口座の種別、口座番号、口座名義が記載されている部分を除いた部分、②本件目録の二、三記載の非開示部分のうち、第1審判決添付の別表1記載の各非開示部分を除いた部分、3本件目録の四記載の非開示部分のうち、第1審判決添付の別表1記載の各非開示処分、そして、⑤本件目録のの五記載の非開示部分のうち、第1審判決添付の別表1記載の各非開示処分、そして、⑥本件目録のの五記載の非開示部分のうち、第1審判決添付の別表1記載の各非開示処分、本件目録の二、三記載の非開示部分のうち、当期等中の現住所欄の記載部分を除いた部分、条して、⑥本件目録の二、正記載の非開示部分を除いす。第1審判決添付の別表1記載の各非開示部分を除いたの分、本件目録の四記載の非開示部がのうち、第1審判決添付の別表1記載の各非開示部分を除いたの非開示部分の変額、本件目録のの五記載の非開示部分の方。第1審判決添付の別表1記載の各非開示部分を除いたの非別・本件目録のの五記載の非開示部分の方。第1審判決添付の別表1記載されている部分を除いた部分に関する「債権者(業者・請求部分を除いすれも棄却とた。と表行表に記載されている部分を除いておりて非開示部分をとした。担当者等を含し口座番号、口座名義が記載されている部分を除いた部分に関する「債権者の一記載の非開示部分の非開示部分の非開いた。その差戻し前の理解し、当該非開示部分にとの一記載では、当該非開示部分の非開示部分の非開い外の非関にといて本件を当裁判所に差し戻した。当で、とに、当該非別に会との主に、対に対した、対に対し、とに、当該非別に必要といる。)の当否が審理の対象となっている。当に関する部分を破棄し、同部分について本件を当裁判所に差し戻した。当まによいで、核控訴人は、本件本事別に関する非関示部分を除いた部分について、控訴人外の非審にない、核控訴人は、本件を非別示部分と関する非別が記録されて、本件を非別示部分に関する非別が記録されて、本件を非別示部分に関する非別が記録されて、本件を非別示部分に関する非別が記録されて、本件を非別示部分に関する非別が記録されて、本件を非別示部分に関する非別が記録されて、本件を明示部分に関する非別が記録されて、対に関する情報が記録されて、本件を明示部分に関する情報が記録されて、「本件を例のない事実、各項末記載の記述といる。)の当において、「核控訴人は、当ないの言述に対して、「を終しれて、対しいの言述、当は、対しいの言述、当は、対しいの言述、対しいのの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいのの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいのの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいの言述、対しいのの言述、対しいの言述、対しいの

- 3 前提事実(争いのない事実、各項末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨により認定した事実)
 (1) 本件条例9条は、「実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。」と定め、その1号において、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の定めるところにより、何人も閲覧することができる情報 ロ 公表を目的として作成し、又は取得した情報 ハ 法令の規定に基づく許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」と規定している。
 (2) 被控訴人は、控訴人に対し、本件条例に基づき、本件文書を含む本件目録記載ーないし五、一一及び一二の各文書の開示請求を行った。これに対し、控訴人は、平成8年2月23日付けで本件各非開示部分を含む本件目録記載一ないし五の非開示部分を開示しないとする処分を行った。
 (3) 本件文書は、県の土木部道路建設課の事務事業の実施に伴って関催された全食等の懇談会に要した食糧費の表
- 本件文書は、県の土木部道路建設課の事務事業の実施に伴って開催された会食等の懇談会に要した食糧費の支 (3) 本件文書は、原の工不部垣崎建設誌の事務事業の美施に行うて開催された云良寺の窓談芸に安した良種質の文出について、内部的な決裁を受けるために出納手続の過程において作成、取得された文書である。本件文書には、県の職員以外の懇談会の出席者及び出席予定であったが欠席した者(以下「相手方出席者等」という。)の氏名、所属及び役職名等、相手方出席者等を個人として識別することができる情報が記載されている部分のほか、懇談会の目的、期日及び場所、これに出席した県職員の氏名、所属及び役職名等、支出金額等が記載されている(乙13)。
 (4) 控訴人は、被控訴人に対し、本件文書のうち、本件各非開示部分を除いた部分を開示した。

争点

本件各非開示部分である「執行伺(内容)」欄,「出席予定者」欄及び「目的及び説明」欄に記載されている相手方出席者等が,本件条例9条1号所定の個人に関する情報に当たるか,すなわち,国又は地方公共団体の公務員であるかるか。公外でない場合,当該懇談等への出席が法人等の行為そのものと評価されるものであるか否か。

本件各非開示部分である「執行同(内容)」欄、「出席予定者」欄及び「目的及び説明」欄に記載されている者は、いずれも公務員以外の有識者等であり、いずれも当該懇談への出席は法人等の行為そのものではない。非開示部分1に関する平成7年1月10日起案の予算執行何文書の出席予定者欄5行目冒頭には、「〃 土木部A部長外3名」と記載されているものであるのであるではない。1個1行目から3行目までの記載が建設省であることと相まって、非開示部分には公務員の氏名が記載されているものであるかのように見える。しかし、これは、同欄5行目冒頭の「〃」の部分が同欄4行目冒頭に記載された団体名の冒頭部分と同一名称であるためにその記載を省略したにすぎない。県道路建設課は、県内における国管理の指定区間を除く国道及び県道の新設、改良等の整備事業を行うほか、道路建設に関する調査業務等を所掌している。これらの業務を円滑に遂行し、事業を効率的で効果的に推進する上で、国等の行政機関との協議懇談を行うために懇談会を開くことがある。その際、協議内容次第で、当該部門に精通する有識者等にも出席を依頼して意見交換を行ったり、助言を得たりすることがあり、本件各非開示部分に係る懇談等に有識者等が出席することは不自然ではない。

なお、控訴人は、当審の審理において、本件非開示部分を黒塗りした上で本件文書を書証(乙13)として提出した。このことにより、本件文書は実質的に開示されたといえるので、本件非開示部分に関する非開示処分の取消しを求める本訴は、その訴えの利益を欠き、却下されるべきである。
(2) 被控訴人の主張

本件各非開示部分に係る懇談等は、その目的からすると、いずれも国や地方公共団体の公務員でない者が協議、懇談に出席する必要に乏しいものである。すなわち、それぞれ非開示部分1は、建設省道路局の課長等が来県するのに伴い、今後の道路整備計画等について協議懇談することを、非開示部分2及び非開示部分3は、県の道路整備計画及び整備手法等について協議懇談することを、非開示部分4及び非開示部分5は、県道が接続する際のルート及び工法の協議に伴う整備方法等についての協議懇談をそれぞれ目的としているものであり、専ら国や地方公共団体の公務員を

ア正したものである。
また、非開示部分1に関する平成7年1月10日起案の予算執行伺文書の出席予定者欄の5行目に記載された「土木部A部長」は、当該文書作成時における県土木部長であった者である。そして、同種の文書の記載例からして同欄4行目の冒頭部分は「本県」と記載されているものと推認される。仮に、そうでなければ、「福岡県」と記載されているはずである。そうすると、控訴人の主張によっても、県を冠した団体名と同団体に所属する者の氏名が記載されていることになる。その場合、法人等を代表する者又はこれに準じる地位にある者がその職務として行う行為でないことを、団体名や当該団体における地位と当該懇親の目的等との関係から主張、立証される必要がある。いずれにしても、団体名は、本県条例9条1号の個人に関する情報に当たらないから、開示すべきである。第3 当裁判所の判断 1 非開示部分1について

非開示部分1について

一 非開示部分 1 について 証拠 (乙 1 3 号証 1 1 7 頁, 1 1 8 頁)によれば、非開示部分 1 に係る文書は、道路整備状況調査に伴う協議懇談に要する食糧費についての予算執行伺であること、この協議懇談の名目は、建設省道路局 B 企画課長及び C 道路経済調査室長が県の道路整備状況調査のため来県するに伴い、今後の道路整備計画等について協議懇談をするというものであったが、その内容は、料亭「 α 」において一人当たり 1 万 1 0 0 0 円の料理とビール 9 本,日本酒 2 2 本の酒食をともにするというものであったこと、出席予定者は全体で 1 3 名であり、非開示部分 1 以外の出席予定者は、建設省道路局所属の上記 2 名、建設省九州地方建設局所属の D 局長外 3 名、建設省福岡国道工事事務所 E 所長、県土木部所属の A 表外 3 名の合計 1 1 名であり、非開示部分 1 に記載された相手方出席者等は 2 名であること、以上の事実が認められる。

いての支出負担行為及び支出命令に係る支出負担行為決議書兼支出命令書であること、この協議懇談の名目は、県が所管する一般国道、主要地方道又は県道が接続する際のルート及び工法等についての協議終了後、整備手法等について、保護と課題で職員らが非開示部分に記載された出席者等との間で協議懇談を者というもの酒食をともにが、そのというものであったこと、出席予定者は全体で9名であり、非開示部分を以外の出席予定者は、県道路建設課所属の酒食をともにするというものであったこと、出席予定者は全体で9名であり、非開示部分5以外の出席予定者は、県道路建設課所属の所容は、中華料理店「ア」において一人当たり600の円の料理とピール11本本酒19本名の酒食をともにするというものであったこと、出席予定者は全体で9名であり、非開示部分5以外の出席予定者は、県道路建設課所属の席課長、G課長技術補佐、日地方道係長、J国道係長及びJ技術主査の合計5名であり、非開示部分5に記載された出席予定者がいかなる性格の者であるから下でなく、日本の事実からすると、非開示部分4及び非開示部分5に記載された出席予定者がいかなる性格の者であるなな明らかでなく、いずれも公務員以外の者であり、かつ、その者が法人等の行為そのものとに記載された出席であるにより可能であるによりす能であるに、上記は記するである外の者が出席したことを認めるにとより可能である主にといるが、これについても、という内されていない。加えて、上記記1と同様に酒食を長さいても、とのでないまることはもとより可能である主に対が対した。といるが、これについては、経過したのみずに、特段の立証が対しては、発見以外の者であり、かつ、その主張することは可能である者が記載されていなとの対に対しては、発見以外の者であり、かつ、その、主張するのみで、特段の立証が対しているとを推認することは到底である。 特に、非関示部分もない。 特に、非関示部分もののものと評価されるようなものでない立場で出席したことを推認させる。

結論

以上のとおり、本件各非開示部分が本件条例9条1号に規定する非開示情報である「個人に関する情報」に該当することの証明はないことになる。そうすると、本件非開示処分は理由がないから、その取消請求を認容した第1審判決は相当であり、本件非開示部分についての本件控訴は理由がない。

なお、控訴人は、当審の審理において、本件非開示部分を黒塗りした上で本件文書を書証として提出したから、 本訴の訴えの利益は欠くに至った旨主張するが、その主張自体失当であることはいうまでもない。

よって、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第5民事部

中山弘幸 裁判長裁判官

> 裁判官 岩木 宰

伊丹 裁判官

別紙

- 平成7年1月10日起案の予算執行何文書(乙13号証117頁)の出席予定者欄の非開示部分(以下「非開示 部分1」という。) ② 平成7年2月
- 部分1」という。)
 ② 平成7年2月7日付支出負担行為及び支出命令に係る支出負担行為決議書兼支出命令書(乙13号証119頁)の目的及び説明欄の非開示部分(以下「非開示部分2」という。)
 ③ 平成17年1月13日起案の予算執行何文書(乙13号証120頁)の執行伺(内容)欄,出席予定者欄の各非開示部分(以下「非開示部分3」という。)
 ④ 平成17年3月3日付支出負担行為及び支出命令に係る支出負担行為決議書兼支出命令書(乙13号証151頁)の目的及び説明欄の非開示部分(以下「非開示部分4」という。)
 ⑤ 平成7年2月6日起案の予算執行何文書(乙13号証152頁)の執行伺(内容)欄,出席予定者欄の各非開示部分(以下「非開示部分5」という。)
- 部分(以下「非開示部分5」という。)